

制定：平成25年1月10日
最終改訂：令和5年3月1日
清水建設株式会社安全環境本部

清水建設㈱建設副産物管理システム 利用規約

第1条 本規約の適用範囲

本規約は、清水建設㈱建設副産物管理システム（以下「当システム」という。）の利用者に適用する。

第2条 当システムの利用条件

- （1）当システムの利用時間及び操作方法等の具体的事項は、別途清水建設㈱建設副産物管理システム「業務マニュアル」に定めるものとし、利用者はそれに従うものとする。
- （2）当システムの利用料は無償とする。ただし、当システムを利用するために必要な機器等の準備に係る費用及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター（以下「JWNET」という。）に関わる諸費用は利用者が負担するものとする。
- （3）当システムのうちEDIシステムを経由してJWNETに接続する「シミズ電子マニフェストシステム」を利用する場合は、あらかじめJWNETに産業廃棄物収集運搬業者として登録していなければならない。

第3条 知的財産権

当システムが利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物に関する著作権等の知的財産権（以下「知的財産権」という。）は、特に明記しない限り、清水建設株式会社（以下「当社」という。）に帰属する。

第4条 利用申込及び利用者登録

- （1）当システムの利用を希望する者は、別添1の利用申込書に必要事項を記載のうえ当社に提出する。なお、JWNET加入者は、申込書の所定欄に加入者番号等を記入のうえ、JWNET加入者証の写しを添付しなければならない。
- （2）当社は前項の申込書及び添付書類を受領後、当社と別途建設廃棄物処理委託契約又は建設廃棄物処理委託（包括契約）基本契約が締結済であることを確認のうえ、当システム利用者として登録する。

- (3) 申込者が「シミズ電子マニフェストシステム」を利用する場合は、第1項の利用申込書の所定欄にその旨を記入し、当社に提出する。
- (4) 「シミズ電子マニフェストシステム」利用申込者は、別途、当社担当者からJWNET及びEDIシステムの仕組み、「シミズ電子マニフェストシステム」の情報取得制限とマニフェスト情報の取り扱いについて説明を受けるものとする。
- (5) 当社は前項の申込書を受領後、JWNETの接続テストを実施し、当該テストが成功したときは「シミズ電子マニフェストシステム」利用者として登録する。

第5条 利用中止及び再利用申込

- (1) 利用者が当システムの利用を中止する場合は、3ヵ月前までに別添2の利用中止届によりその旨を当社に届けなければならない。
- (2) 前項により利用中止した利用者が再度利用を希望する場合は、再度前条の手続を行うものとする。

第6条 当システムの一時停止

当社は、以下の場合に当システムを一時停止することができる。なお、(1)又は(2)の場合は、あらかじめ当システム上で通知するものとする。

- (1) サーバーの保守点検、修理、改良等の作業を行うとき
- (2) 当システムのプログラムの改修、バージョンアップ等、一時的にシステムを停止する必要があるとき
- (3) 本サービスを提供するために必要なシステム、機器に障害が発生したとき
- (4) インターネット網に障害が発生し、通信不能に陥ったとき
- (5) その他止むを得ない事情があるとき

第7条 情報の機密保持

利用者は、当システムにおいて知り得た当社及び他の利用者の情報を漏洩してはならない。情報の機密保持義務は、当システムの利用期間中のみならず、利用中止後又は利用停止後も継続する。

第8条 禁止行為

利用者は以下に定める行為をしてはならない。

- (1) 業者コード、ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
- (2) 自己又は他の利用者の業者コード、ユーザID、パスワード等の当システム

に関する情報を第三者に提供又は公開する行為

- (3) 当システムを利用する権利を第三者に譲渡又は貸与する行為
- (4) 当社又は他の利用者の保有するコンピュータに不正に接続する行為
- (5) 当社若しくは他の利用者が保有するデータ等を破壊又は改ざんする目的で作成された有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (6) 事実に反する報告を行う行為
- (7) 当社若しくは他の利用者の業務を妨害する行為又は妨害するおそれのある行為
- (8) 当システムに含まれる知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (9) 法令及び条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- (10) その他当社が不適切と判断する行為

第9条 利用停止

当社は、利用者が以下のいずれかに該当する場合又は前条の禁止行為が判明した場合は予告期間なしに当システムの利用を停止することができる。利用を停止された者はこれに異議を申し立てることができない。

- (1) 利用申込時に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) 利用者が、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に経営を支配するもの、暴力団員等と密接な関係を有するもの又はこれらに準ずるもの（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合
- (4) 利用者が、暴力団員等又は暴力団関係者等を利用した場合
- (5) 当社との間で別途締結している建設廃棄物処理委託契約又は建設廃棄物処理委託（包括契約）基本契約約款第15条（契約解除）に基づき、建設廃棄物処理委託契約、建設廃棄物処理委託（包括契約）基本契約又は個別契約の解除がなされた場合
- (6) その他当社が当システムの利用を不適当と認める相当の事情が存する場合

第10条 免責事項

- (1) 当社は、当システムの利用により発生した利用者の損害に対し、いかなる責任も負わない。
- (2) 当社は、業者コード、ユーザID及びパスワードの不十分な管理又は不正使用により発生した利用者の損害に対し、いかなる責任も負わない。
- (3) 当システムの利用により利用者相互間又は利用者と第三者との間で生じた紛争については、利用者の責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任

を負わない。

第 1 1 条 損害賠償

利用者による業者コード、ユーザ I D 及びパスワードの不十分な管理又は不正使用、当システム上における事実と異なる報告その他本規約に違反する行為により、当社に損害が発生したときは、当社は利用者に対しその損害の賠償を求めることができる。

第 1 2 条 規約の変更

当社は、必要に応じて、本規約を変更することができる。なお、本規約を変更する場合は、当システム上で通知するものとし、当該通知後に利用者が当システムを利用した場合は、利用者が変更後の規約に同意したものとみなす。

第 1 3 条 協議

当システムの利用に関して、本規約に定めのない事項について問題が生じた場合、当事者間で誠意をもって話し合い、解決に当たるものとする。

第 1 4 条 その他

当システムの利用に関して、当事者間の話し合いで解決できない紛争が生じた場合の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所として定める。

以上

清水建設(株)建設副産物管理システム 利用申込書

当社は別途定める利用規約を承諾のうえ、本システムを利用したく申し込みます。

申込年月日	令和 年 月 日												
ふりがな 会社名													
代表者名											印		
住所	〒												
電話番号					固有番号 (許可番号の下6桁)								
担当部署					担当者名								
担当者電話番号					担当者FAX番号								
担当者メールアドレス													
区分 (○をつける)	1. 収集運搬者						2. 処分業者						
JWNET加入情報 提出の際、 加入者証の写しを 添付して下さい	JWNET加入者番号						JWNET加入者番号						事業場 番号
	EDI利用確認キー						処分場名称						
							処分場名称						
						処分場名称							

※1 : 処分業者の場合は事業場番号も記入してください。事業場番号は3つまで記入できます。書ききれない場合は余白に記入してください。

※以下は収集運搬業者(収集運搬と処分の両方の許可業者を含む)の方のみご確認ください。

シミズ電子マニフェストシステム利用について	収集運搬業者(収集運搬と処分の両方の許可業者を含む)で電子マニフェストを利用する場合は原則として「シミズ電子マニフェストシステム」を利用します。 ・利用する ☐ ・利用しない ☐ (どちらかにVチェック)	
-----------------------	---	--

清水建設(株)建設副産物管理システム 利用中止届

当社は本システムの利用を中止したく届け出ます。

届出年月日	平成 年 月 日						
会社名							
代表者名						印	
住所	〒						
電話番号		固有番号 (許可番号の下6桁)					
当システムの I D (※)							
担当部署		担当者名					
担当者電話番号		担当者 F A X 番号					
担当者メールアドレス							

※：「当システムの I D」とは清水建設株式会社が付与した I D 番号のこと。

2013. 1. 15

JWNET「EDIシステム運用規程」第18条2 説明事項

1. JWNET 及びEDI システムの仕組み

別紙「JWNET資料」による。「シズ 電子マニフェストシステム」（以下「当システム」と称す）はEDI方式のASP事業者（青粋）になります。

2. 当システムを利用するには、JWNETに加入する必要があります。

3. 当システムの情報取得制限

- ① EDI連携時間：当日午前4時～当日24時 までの20時間（データ連携は双方5分毎に実施）。
- ② 対象は排出事業者の排出登録、委託業者の運搬終了報告。処分終了報告はJWNETにて行う。
- ③ 上記運搬終了報告はEDI連携しているので、重複してJWNETでは行わない。
- ④ その他の事項についてはJWNETの各種ルールによる。

4. ASP 事業者におけるマニフェスト情報の取り扱い

- ① 当システムの運搬経路情報が確定次第、マニフェスト情報の運用が可能となる。
- ② 関係する業務以外の目的で当該マニフェスト情報は取り扱わない。
- ③ データの法定保存はJWNETで行い、ASP事業者では行わない。
- ④ その他の事項はJWNETの各種ルール及び別途のASP事業者発行の『新Kanたすガイダンス』による。

1-1. 電子マニフェストシステムの構成

電子マニフェストシステム（JWNET）は、加入者の様々な利用方法を考慮し、Web方式、EDI方式の2つの方式から構成されます。

